

妊婦が安心できる医療提供体制の充実及び健康管理の推進を求める意見書

妊婦は、診断が難しい疾患や合併症に見舞われる頻度が高く、胎児の発育に悪影響を与える医薬品もあり、診療には特別な注意が必要とされること及び妊婦の外来診療について積極的でない医療機関が存在していたこと等を踏まえ、妊娠の継続や胎児に配慮した適切な診療を評価するため、平成30年度診療報酬改定において妊婦加算が新設された。

しかし、患者に十分な説明がないまま妊婦加算を算定された事例や、投薬を伴わないコンタクトレンズの処方に加算された事例など、運用上の問題が指摘されたとともに、妊婦が安心して外来診療を受けられる体制が整備されないまま、妊婦であるというだけで一律に加算される制度の導入についても、出産・育児を社会で支えるという少子化対策の観点から問題とされた。

こうしたことから、厚生労働省は、平成30年12月に平成31年1月1日からの妊婦加算の凍結を告示するとともに、中央社会保険医療協議会で、妊婦に対する診療の在り方等について、改めて議論することとした。

よって、政府においては、妊婦が安心できる医療提供体制の充実及び健康管理の推進のため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 妊婦が安心して外来診療を受けられるよう、特有の合併症や疾患、投薬の注意などに関する医師の教育・研修体制を整備すること。
- 2 保健や予防の観点を含め、妊婦自身が、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、予め知識を得ることができるよう、啓発等を行うこと。
- 3 妊婦加算の見直しに当たっては、妊婦が加算分を自己負担することの影響にも十分配慮しつつ、開かれた国民的議論を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月20日

内閣総理大臣
厚生労働大臣 宛て

福島県議会議長 吉田栄光